

産業廃棄物処分業許可証

住所 帯広市西五条南三十三丁目11番地
氏名 山口重機有限会社
代表取締役 山口 征男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和3年(2021年) 6月 1日

許可の有効年月日 令和8年(2026年) 5月28日



1. 事業の範囲

埋立(がれき類、廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。)若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。))、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。))、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。))以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))、ゴムくず)、
破砕(廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)、
破砕・分離(廃石膏ボード(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず))。
以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設
別紙1～3に記載のとおり。

3. 許可の条件

施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用計画書を提出すること。
なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。
当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用終了報告書を提出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年(1999年)	12月15日	変更許可(破砕(木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)の追加。)
平成13年(2001年)	5月29日	許可の更新
平成18年(2006年)	7月14日	更新時変更許可(破砕・分離(廃石膏ボード(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。))
平成23年(2011年)	5月29日	更新時変更許可(破砕(廃プラスチック類)の追加。)
平成28年(2016年)	6月 3日	許可の更新
平成29年(2017年)	10月 1日	施行令改正(水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆)
令和 3年(2021年)	6月 1日	許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(産業廃棄物処分別業許可証別紙1)

許可番号 第00140019105号
許可業者の名称 山口重機有限会社

施設の種類 安定型最終処分場
設置場所 河西郡中札内村西戸蔦東2線137番1
設置年月日 平成7年(1995年)12月13日
処理能力 面積 9,040m²、容積 23,862m³
許可年月日 平成7年(1995年)6月12日
許可番号 環整第23-9号

施設の種類 廃プラスチック類、木くずの破碎施設
設置場所 ・河西郡中札内村西戸蔦東2線137番1
・帯広市空港南町南11線西32番3、32番50
・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体的に管理されている産業廃棄物の仮置き場において工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)
設置年月日 平成11年(1999年)11月15日
処理能力 (廃プラスチック類) 4.8t/日(8時間)、0.6t/時間
(木くず) 160t/日(8時間)、20t/時間
届出受理年月日 平成13年(2001年)4月3日
受付番号 十環生第71-1号

施設の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設
設置場所 ・河西郡中札内村西戸蔦東2線137番1
・帯広市空港南町南11線西32番3、32番50
・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体的に管理されている産業廃棄物の仮置き場において工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)
設置年月日 平成11年(1999年)11月15日
処理能力 560t/日(8時間)、70t/時間
届出受理年月日 平成13年(2001年)4月3日
許可番号 十環生第71-2号

施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 ・河西郡中札内村西戸蔦東2線137番1
・帯広市空港南町南11線西32番3、32番50
・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体的に管理されている産業廃棄物の仮置き場において工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)
設置年月日 平成15年(2003年)10月22日
処理能力 400t/日(8時間)、50t/時間
許可年月日 平成15年(2003年)8月12日
許可番号 十環生第57-3号

施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 ・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体的に管理されている産業廃棄物の仮置き場において工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)
・駐機場:北海道帯広市稲田町9番1
設置年月日 令和2年(2020年)8月7日
処理能力 268.4t/日(8時間)、33.55t/時間
許可年月日 令和2年(2020年)6月29日
許可番号 十環生第796号

施設の種類 廃石膏ボード(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の破碎・分離施設
設置場所 帯広市川西町基線40番38
設置年月日 平成14年(2002年)12月10日
処理能力 23.638t/日(8時間)、2.955t/時間

施設の種類 保管場所1
設置場所 河西郡中札内村西戸蔦東2線137番1
面積 220m²
種類

- ・木くず(抜根類)
保管上限 198.7m³
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所2
設置場所 河西郡中札内村西戸蔦東2線137番1
面積 273m²
種類

- ・木くず(解体材、抜根類)
保管上限 274.58m³
高さ 2.5m

施設の種類 保管場所3
設置場所 河西郡中札内村西戸蔦東2線137番1
面積 100m²
種類

- ・廃プラスチック類
保管上限 78.66m³
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所4
設置場所 河西郡中札内村西戸蔦東2線137番1
面積 275m²
種類

- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
保管上限 314m³
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所5
設置場所 河西郡中札内村西戸蔦東2線137番1
面積 275m²
種類

- ・がれき類(廃コンクリート)
保管上限 314m³
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所6
設置場所 河西郡中札内村西戸蔦東2線137番1
面積 275m²
種類

- ・がれき類(がれき類及び土砂混合物)
保管上限 314m³
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所7
設置場所 河西郡中札内村西戸蔦東2線137番1
面積 275m²
種類

- ・がれき類(廃アスファルト)
保管上限 314m³
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所8
設置場所 帯広市空港南町南11線西32番3
面積 400m²
種類

- ・木くず(抜根類)
保管上限 666.7m³
高さ 5.0m

施設の種類 保管場所9
設置場所 帯広市空港南町南11線西32番3
面積 578.87m²
種類

- ・木くず(解体材、抜根類)
保管上限 1,477.02m³
高さ 4.91m

施設の種類 保管場所10
設置場所 帯広市空港南町南11線西32番50
面積 119.79m²
種類

- ・廃プラスチック類
保管上限 104.02m³
高さ 2.27m

施設の種類 保管場所11
設置場所 帯広市空港南町南11線西32番3
面積 200m²
種類

- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
保管上限 166.7m³
高さ 2.0m

施設の種類 保管場所12
設置場所 帯広市空港南町南11線西32番3、32番50
面積 400m²
種類

- ・がれき類(廃コンクリート)
保管上限 666.7m³
高さ 5.0m

施設の種類 保管場所13
設置場所 帯広市空港南町南11線西32番50
面積 300m²
種類

- ・がれき類(廃アスファルト)
保管上限 375m³
高さ 3.75m

施設の種類 保管場所14
設置場所 帯広市川西町基線40番38
面積 49m²
種類

- ・紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード)
保管上限 83m³

以下余白。